

## 施設における感染防止対策の徹底の要請及び留意事項

### (1) 遊技場・屋内運動施設

必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること等、徹底した感染防止対策を要請。

特に、パチンコ店、ゲームセンター、スポーツクラブ(ジム)には強く要請。

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔(2m目安)を確保
- (ii) 入退出時や集合場所等において人と人との十分な間隔(2m目安)を確保
- (iii) 適切な換気と客の入れ替えのタイミングでの消毒の実施
- (iv) 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや効果音等を最小限のものとし、従業員が、客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- (v) パチンコ店については、自主的な営業時間の短縮等を要請

### (2) その他の施設

必要に応じて入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること等、徹底した感染防止対策を要請。

具体的には、施設に応じて徹底した感染防止対策を求める。

#### ○ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場

上記(i)～(iii)を実施

#### ○ 博物館、美術館又は図書館

上記(i)～(iii)+必要に応じて、入場の制限等を実施

#### ○ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

上記(i)～(iii)+従業員と客、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

#### ○ ホテル・旅館等

不要不急の帰省や旅行など、県域をまたいで人が移動することを極力避けるというまん延防止の観点も踏まえながら、1の(i)～(iii)のような感染防止対策を行うこと。

#### ○ 食堂、レストラン、喫茶店などの接待を伴わない飲食店

- (i) 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控えること。
- (ii) 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること。
- (iii) 接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛すること。
- (iv) 従業員や出入り業者に発熱感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること。
- (v) 酒類の提供時間についても配慮すること。

### (3) 各施設共通

不要不急の帰省や旅行などの県域をまたいだ移動の自粛や、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践などを県民に要請していることを踏まえた、適切な感染防止対策を要請。

以上